第１章　総則

第１条（基本条項の適用）

１．本サービス条項は、「ITKeeper 基本条項」（以下「基本条項」といいます。）と一体となってその効力を有し、乙の甲に対する NETBegin BB パック Select（以下「本サービス」といいます。）の提供に関して適用されるものとします。

２．本サービス条項の規定と基本条項の規定との間で齟齬が生じた場合は、本サービス条項の規定が優先されるものとします。

第２条（本規約の変更）

乙は、本約款を必要に応じて変更することがあります。本約款を変更した場合、乙は Web サイト（https://www.ricoh.co.jp/solutions/category/it/terms.html）に掲載するなど、乙所定の方法で乙に通知するものとします。本約款の変更は、当該通知の時点で効力が生じるものとし、それ以前の約款はその時点で効力を失うものとします。

第３条（用語の定義）

本サービス条項において、下記の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用　語　の　意　味
本サービス	「標準サービス」および「オプションサービス」を含んだ、『NETBegin BB パック Select』のことをいいます。
本ネットワーク	本サービスの提供の結果として構築された甲のネットワークおよびインターネットへの接続環境の総称をいいます。
他社プロバイダー	乙が別途指定するインターネット・サービス・プロバイダーをいいます。
ホスティング	乙および乙が指定した第三者が管理するインターネットに接続されたサーバー内に、甲のデータの電気的な保管空間を貸し出すとともに、乙が当該サーバーの設定および接続環境を保守および管理し当該サーバーの機能の利用を甲に提供するサービスをいいます。
電気通信事業者	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社（以下、「ＮＴＴ」といいます。）、株式会社インターネットイニシアティブ（以下「ＩＩＪ」といいます。）、ソフトバンクモバイル株式会社（以下「ソフトバンク」といいます。）および乙が別途許諾指定した事業者をいいます。
保守	乙が甲に対し実施する、提供機器および本ネットワークに生じた障害の復旧作業をいいます。
電気通信設備	電気通信を行うための機器、器具、線路その他の電気的設備をいいます。
本件機器	本オプションサービスの提供に必要となる無線 LAN２アクセスポイントをいいます。
スマートデバイス	キャリア網にてインターネットに接続できるデバイス（iPhone、iPad、Android 端末等）のことをいいます。
移動無線機器	電気通信事業者が提供する SC-FDMA 方式、OFDMA 方式又は DS-CDMA 方式による伝送交換設備を用いた移動無線通信に係る通信網を利用して、インターネットプロトコルによる相互通信を提供する為の移動端末機器をいいます。
ＳＩＭカード	データ通信サービスを利用した通信を行うために必要なものであって契約者情報を記憶させることができる IC カードをいいます。

第２章　標準サービス

第４条（標準サービス）

標準サービスとは、別紙１第２項で規定された標準サービスのメニューに応じて提供される以下の種類のサービスをいいます。なお、甲が選択したメニューに含まれないサービスは提供されません。

サービスの種類	適用となる基本条項
１．ネットワークの導入・設計サービス	
１－１．LAN 設計サービス	請負条項
１－２．ルーター・クライアント PC 設定サービス	請負条項
１－３．ネットワーク構成図作成サービス	請負条項
２．オンサイト保守サービス	
２－１．ルーター保守サービス	請負条項
２－２．クライアント PC 設定保守サービス	請負条項
２－３．LAN 環境保守サービス	請負条項
３．インターネット接続サービス	請負条項

第５条（ネットワークの導入・設計サービス）

乙は、ネットワークの導入・設計サービスとして、甲の申込みメニューに応じて、LAN 設計サービス、ルーター・クライアント PC 設定サービス、ネットワーク構成図作成サービスを実施するものとします。なお、ネットワークの導入・設計サービスの詳細については、別紙１第２項(１)－(７)にて規定するものとします。

第６条（LAN 設計サービス）

乙は、LAN 設計サービスとして、ネットワーク導入予定場所において、本サービスの提供に必要な本ネットワークの設計を実施するものとします。なお、LAN 設計サービスには、LAN ケーブルやその他部材提供および LAN ケーブルの配線作業は含まれないものとします。

第７条（ルーター・クライアント PC 設定サービス）

１．乙は、ルーター・クライアント PC 設定サービスとして、甲が選択したメニューに応じて、本サービスの対象となるルーターに対してインターネット接続に必要なネットワーク設定並びに Winny および Share の利用禁止設定を実施するものとします。

２．乙は、ルーター・クライアント PC 設定サービスとして、本サービスの対象となるクライアント PC に、インターネット接続、電子メールの送受信並びに株式会社リコー製のプリンターおよび複写機の使用に関するネットワーク設定を実施するものとします。

３．乙は、本件機器の無線 LAN 接続設定を実施します。なお、本件機器として無線 LAN に接続できるクライアント PC は、NETBegin BB パック Select 所定のクライアント PC に限定されます。

第８条（ネットワーク構成図作成サービス）

乙は、ネットワーク構成図作成サービスとして、本サービスに基づいて構築されたネットワークの構成図並びにルーターおよびクライアント PC の設定情報が記載された書面を作成し、甲に提供するものとします。

第９条（オンサイト保守サービス）

１．乙は、オンサイト保守サービスとして、本ネットワークに障害が発生した場合、甲の障害連絡により乙がオンサイトでの対応が必要と判断したときは、乙は、オンサイト要員を本サービスの導入場所へ派遣し、ルーター保守、クライアント PC 設定保守および LAN 環境保守を実施するものとします。なお、オンサイト保守サービスの詳細については、別紙１第２項(８)－(10)にて規定するものとします。

２．乙は、前項のオンサイト保守サービスを実施する上でリモートによる対象機器への接続（以下「リモート接続」といいます。）が必要と判断される場合、甲の承諾を得た上でリモート接続ができるものとします。

３．前項のリモート接続を行う場合、甲は、自らの企業情報等を含む機密情報および個人情報（以下総称して「本件情報」といいます。）に対して、事前に本件情報への加工、変更、修正またはマスキングその他乙が知得できないように必要な措置を講じるものとします。

４．甲が他社プロバイダーを利用している場合、ネットワーク環境の障害の原因が他社プロバイダー側にあることが判明したときは、甲は、甲の責任において当該障害に対応するものとします。

第１０条（ルーター保守サービス）

１．乙は、ルーター保守サービスとして、本サービスの対象ルーターに障害が発生した場合、部品または機器の交換によりルーターの修理を行うと共に、ネットワーク構成図作成サービスにて甲に提供される書面に記載された設定情報に基づき当該ルーターの再設定を実施するものとします。

２．乙はルーター保守サービスを実施するにあたり、乙の判断で同等機能を有する他の機種のルーターを使用するこ

とができるものとします。但し新規契約時のルーターの機種は、別紙１第１項(1)にて規定されたルーターに限ります。

第１１条（クライアント PC 設定保守サービス）

１．乙は、クライアント PC 設定保守サービスとして、本サービスの対象となるクライアント PC においてネットワーク設定およびメールソフト設定の不具合によりインターネット接続障害およびメールの送受信障害が発生した場合、ネットワーク構成図作成サービスにて甲に提供される書面に記載された設定情報に基づき、当該クライアント PC の再設定を実施するものとします。

２．甲がモバイルインターネット接続サービスを契約している場合、乙はクライアント PC 設定保守サービスとして、本サービスの対象となるクライアント PC においてインターネット接続障害が発生した時には、当該クライアント PC と移動無線機器を接続する為のＷｉ－Ｆｉ設定を実施するものとします。

第１２条（LAN 環境保守サービス）

１．乙は、甲がオプションメニューより LAN ケーブル、HUB 等を購入した場合で、本ネットワークにおいて当該 LAN ケーブルまたは HUB の原因でネットワーク障害が発生した場合は、LAN 環境保守サービスとして、LAN ケーブルまたは HUB の交換修理を実施するものとします。

２．乙は LAN 環境保守サービスを実施するにあたり、乙の判断で同一性能を有する他の製造メーカーの部品を使用することができるものとします。

第１３条（インターネット接続サービス）

１．乙は、インターネット接続サービスとして、電気通信事業者が提供するブロードバンド回線に対応したインターネット・サービスを提供するものとします。なお、インターネット接続サービスの詳細については、別紙１第２項(11)にて規定するものとします。

２．甲が、他社プロバイダーを利用してインターネットへ接続する場合、乙は、メール設定および接続障害の原因切り分けサービスを提供するものとします。

第３章　オプションサービス

第１４条（オプションサービス）

オプションサービスとは、甲が標準サービスの利用期間内において、以下の定めるサービスのうち、いずれか若しくは全てを選択して申し込んだ場合にのみ別途有償にて提供されるサービスをいいます。

なお、当該オプションサービスの追加および一部または全部の解約は、随時おこなえるものとします。

オプションサービスの種類	適用となる基本条項
１．セキュリティ対策サービス	請負条項
２．ホスティング関連サービス	請負条項
３．ドメイン関連サービス	委任条項
４．インターネット接続関連サービス	請負条項
５．LAN 配線サービス	売買・請負条項
６．VPN サービス	請負条項
７．保守時間延長サービス	請負条項

第１５条（セキュリティ対策サービス）

乙は、セキュリティ対策サービスとして、PC ウイルス対策サービス、有害サイトブロックサービス、および未登録 PC 接続防止サービスの全部またはその一部を甲の選択に応じて提供するものとします。なお、セキュリティ対策サービスの詳細については、別紙１第３項(1)－(3)にて規定するものとします。

第１６条（ホスティング関連サービス）

乙は、ホスティング関連サービスとして、ホスティングサービス、SSL 用 IP アドレスサービスおよびホスティングメール設定サービスの全部またはその一部を甲の選択に応じて提供するものとします。なお、ホスティング関連サービスの詳細については、別紙１第３項(4)－(6)にて規定するものとします。

第１７条（ドメイン関連サービス）

１．乙は、ドメイン関連サービスとして、ドメイン管理サービス、ドメイン取得代行サービス、ドメイン移管サービス、DNS サーバー設定変更サービスおよびドメイン登録者変更サービスの全部またはその一部を甲の選択に応じて提供するものとします。なお、ドメイン関連サービスの詳細については、別紙１第３項(7)－(11)にて規定するものとします。

２．甲は、ドメイン機関が定める諸規則、指針、ポリシーその他の取り決めならびにドメイン名に関する紛争処理方針(以下、ドメイン機関の諸規則等を「諸規則等」といいます。）に従うものとします。なお、諸規則等は、ドメイン機関により随時変更される場合があることを甲は事前に承諾するものとします。

第１８条（インターネット接続関連サービス）

乙は、インターネット接続関連サービスとして、メールアドレス追加サービス、モバイルアクセスサービスおよびワイヤレスネット３Ｇ(バックアップ)－Ｄサービスの全部またはその一部を甲の選択に応じて提供するものとします。なお、インターネット接続関連サービスの詳細については、別紙１第３項(12)－(14)にて規定するものとします。

第１９条（LAN 配線サービス）

乙は、LAN 配線サービスとして、甲の本サービスの導入時に、新規の LAN 配線およびその他の配線作業を実施するものとします。なお、LAN 配線サービスの詳細については、別紙１第３項(15)にて規定するものとします。

第２０条（VPN サービス）

１．乙は、VPN サービスとして、VPN ハブ新設(保守)サービス、VPN スポーク新設(保守)サービス、VPN クライアントサービス、VPN リモートアクセスサービスおよび VPN 設定解除サービスの全部またはその一部を甲の選択に応じて提供するものとします。なお、VPN サービスの詳細については、別紙１第３項(16)－(20)にて規定するものとします。

２．乙は、VPN ハブ新設(保守)サービスとして、ルーターの設定を実施することにより、VPN 接続のハブ拠点を構築すると共に、ハブ拠点で障害が発生した場合の障害復旧を実施するものとします。

３．乙は、VPN スポーク新設(保守)サービスとして、ルーターの設定を実施することにより、VPN 接続のスポーク拠点を構築すると共に、スポーク拠点で障害が発生した場合の障害復旧を実施するものとします。

４．乙は、VPN クライアントサービスとして、クライアント PC をハブ拠点に接続するために必要なソフトウエアを提供すると共に、当該ソフトウエアを当該クライアント PC にインストール・設定を実施するものとします。

５．乙は、VPN リモートアクセスサービスとして、クライアント PC やスマートデバイスがハブ拠点に接続するための設定をクライアント PC やスマートデバイスに実施するものとします。

６．乙は、VPN 設定解除サービスとして、甲が VPN を使用しなくなった場合に、当該 VPN の設定の解除を実施するものとします。

第２１条（保守時間延長サービス）

乙は、保守時間延長サービスとして、サービス受付および提供時間を延長するものとします。なお、保守時間延長サービスの詳細については、別紙１第３項(21)にて規定するものとします。

第２２条（アドオンサービス）

アドオンサービスとは、甲が標準サービスの利用期間内において以下の定めるサービスのうち、いずれか若しくは全てを選択して申し込んだ場合にのみ別途有償にて提供されるサービスをいいます。

アドオンサービスの種類	適用となる基本条項およびオプション条項
１．無線 LAN サービス	NETBegin BB パック オプション条項（無線 LAN）
２．LAN フォルダサービス	NETBegin BB パック オプション条項（LAN フォルダ）
３．無線 LAN２サービス	売買・請負条項

第２３条（無線 LAN２サービス）

乙は、無線 LAN２サービスとして、甲の申込みメニューに応じて、本件機器の設置・設定及びＰＣ用無線アダプタの提供を実施するものとします。本件機器の設定には、甲が本オプションサービスとは別に使用している無線 LAN アクセスポイントの連携、ローミング設定は含まれません。

なお、無線 LAN２サービスの詳細については、別紙１第４項にて規定するものとします。

第２４条（追加サービス）

１．乙は、標準サービスの追加サービスとして、PC 設定サービスおよびルーター設定サービスの全部またはその一部を甲の申込に基づき、別途有償で提供するものとします。なお、追加サービスの詳細については、別紙１第 5 項にて規定するものとします。

２．乙は、甲が本サービスの導入後本サービスの対象となるクライアント PC の設定が必要となった場合、PC 設定サービスとして、当該クライアント PC の設定を実施するものとします。

３．乙は、甲が本サービスの導入後本サービスの対象となるルーターの設定が必要となった場合、ルーター設定サービスとして、当該ルーターの設定を実施するものとします。

第２５条（変更サービス）

変更サービスとは、甲が既に契約している本サービスの内容を変更するために別途有償にて提供されるサービスをいいます。変更できる内容は、クライアント PC の台数、利用回線またはホスティングプランとします。なお、変更サービスの詳細については、別紙１第 6 項に規定するものとします。

第２６条（ルーターのレンタル）

１．甲が本サービスの申込みにあたり、「＋レンタル」を選択した場合、乙は、ルーター（以下「レンタル物件」といいます。）を甲に対してレンタルするものとし、甲はそれを借り受けるものとします。

２．前項の場合、レンタル物件はテクノレント株式会社の所有物であり、乙の業務の一部をテクノレント株式会社その他のリコーグループ関連会社が実施する場合があることを、甲は承諾するものとします。

３．第１項のレンタル期間の開始日及び終了日は、本サービス開始日及び終了日とし、甲からの解約の届出が無い場合、当該期間は毎月自動更新されるものとします。

４．第１項のレンタル料金について、前項の期間中、月々の請求金額は同額とします。

５．甲は、レンタル期間終了後、速やかにレンタル物件を乙に返還するものとします。

６．甲は、乙の書面による事前の承諾があった場合を除き、次の行為をすることはできないものとします。

（１）レンタル物件の設置場所を変更すること。

（２）レンタル物件を第三者に転貸したり、この契約に基づく甲の権利、地位を第三者に譲渡すること。

（３）レンタル物件について造作、加工等その他一切の原状変更したり、構成するプログラムの全部または一部を第三者に譲渡し、もしくはその再使用権を設定し、または複製し、第三者に使用させること。

７．乙は、レンタル物件の所有者の表示、レンタル物件が乙からのレンタルに係るものであることの表示、またはレンタル物件の調整状況の表示等を目的とする標識（以下、標識といいます。）をレンタル物件に付加することができるものとし、甲は、乙の書面による承諾なく標識を汚損しまたはレンタル物件から取り外してはならないものとします。

８．レンタル物件が次の各号に該当する場合、甲は、乙に対してその旨通知するものとし、レンタル物件の購入代価相当額を乙に支払うものとします。

（１）天災地変、その他の不可抗力または甲の責めに帰すべき事由によりレンタル物件が滅失し、または毀損、損傷して、修理または修復不能となった場合。

（２）前号の他、第２項のレンタル期間終了後、甲の都合によりレンタル物件を乙に返還できなくなった場合。

９．甲が第３項の期間にかかわらずレンタル物件のレンタルを解約する場合、本サービスも解約され、本サービスは当然に終了するものとします。

第４章　シンプルメニューサービス

第２７条（シンプルメニューサービス）

シンプルメニューサービスとは、別紙２第２項で規定されたシンプルメニューサービスのメニューに応じて提供される以下の種類のサービスをいい、かつ本サービス条項第2章及び第3章に規定されるサービスと同時に提供されないサービスをいいます。

なお、甲が選択したメニューに含まれないサービスは提供されません。

サービスの種類	適用となる基本条項
１．インターネット接続関連サービス	請負条項
２．ホスティング関連サービス	委任条項
３．ドメイン関連サービス	請負条項

第２８条（インターネット接続関連サービス）

１．乙は、インターネット接続関連サービスとして、電気通信事業者が提供するブロードバンド回線に対応したインターネット接続サービス、インターネット固定 IP 接続サービスおよびモバイル接続サービスを提供するものとします。なお、インターネット接続サービス、インターネット固定 IP 接続サービスおよびモバイル接続サービスの詳細については、別紙２第２項(1)－(2)にて規定するものとします。

２．甲は、第 1 項に定めるサービスにメールアドレス追加サービスを追加できるものとし、乙は、インターネット接続関連サービスとして、メールアドレス追加サービスの全部またはその一部を甲の選択に応じて提供するものとします。なお、メールアドレス追加サービスの詳細については、別紙２第２項(3)にて規定するものとします。」

第２９条（ホスティング関連サービス）

乙は、ホスティング関連サービスとして、ホスティングサービス、SSL 用 IP アドレスサービスの全部またはその一部を甲の選択に応じて提供するものとします。なお、ホスティング関連サービスの詳細については、別紙２第３項(1)－(2)にて規定するものとします。

第３０条（ドメイン関連サービス）

１．乙は、ドメイン関連サービスとして、ドメイン管理サービス、ドメイン取得代行サービス、ドメイン移管サービス、DNS サーバー設定サービスおよびドメイン登録者変更サービスの全部またはその一部を甲の選択に応じて提供するものとします。なお、ドメイン関連サービスの詳細については、別紙２第４項(1)－(3)にて規定するものとします。

２．甲は、ドメイン機関が定める諸規則、指針、ポリシーその他の取り決めならびにドメイン名に関する紛争処理方針(以下、ドメイン機関の諸規則等を「諸規則等」といいます。）に従うものとします。なお、諸規則等は、ドメイン機関により随時変更される場合があることを甲は事前に承諾するものとします。

第５章　モバイルメニューサービス

第３１条（モバイルメニューサービス）

モバイルメニューサービスとは、乙が別に定める「ITKeeper NETBegin BBパック Select モバイルメニューサービス約款」で規定されたモバイルメニューサービスのメニューに応じて提供される以下の種類のサービスをいいます。なお、甲が選択したメニューに含まれないサービスは提供されません。

サービスの種類	適用となる基本条項
１．モバイルインターネット接続関連サービス	請負条項

第３２条（モバイルインターネット接続関連サービス）

乙は、モバイルインターネット接続関連サービスとして、移動無線機器を利用したインターネット接続サービスを提供するものとします。なお、モバイルインターネット接続サービスの詳細については、乙が別に定める「ITKeeper NETBegin BB パック Select モバイルメニューサービス約款」にて規定するものとします。

第６章　一般条項

第３３条（甲の協力）

１．甲は、乙が本サービス提供にあたり必要な、ネットワーク環境の情報やネットワーク機器もしくは、クライアント PC に関する情報等を乙に提供するものとします。

２．甲は、乙が本サービス提供にあたり乙が甲の事業所内へ立ち入る必要がある場合、甲は、乙の立ち入りを許可すると共に、本サービスの実施に必要な適切な広さの作業場所および対象機器の修理に必要な部品等の保管場所を無償で提供するものとします。

３．甲は、乙が本サービスを提供するにあたりソフトウエアを甲のクライアント PC へインストールすることおよび本ネットワークに機器を接続することを承諾するものとします。

第３４条（本サービス提供の停止）

１．乙は、甲が以下各号のいずれかに該当した場合、甲に通知することなく直ちに本サービスの全部または一部の提供を一時的に停止することができるものとします。

（１）支払期日が経過しているにもかかわらず本サービスに関連して甲が負担する本サービスの費用等の支払がなされない場合。

（２）本サービスの申込およびその他の手続において乙に対して虚偽の事項を通知したことが判明した場合。

（３）本サービス条項に規定された遵守事項に反する行為を行った場合。

（４）乙の問合せ窓口等へ正当な事由もなく長時間にわたり問合せを行い、または同様の問合せを繰り返し行うことにより乙の業務に支障をきたした場合。

（５）乙に対して威嚇による嫌がらせ、恐喝または脅迫などに当たる行為を行った場合。

（６）基本条項および本サービス条項に違反し、その程度が軽微でないと乙が判断した場合。

（７）明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用した場合。

（８）電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為を行った場合。

（９）その他乙が不適切であると判断する作為または不作為による行為を行った場合。

２．乙は、以下各号のいずれかに該当する場合、甲に対して事前に通知することによって本サービスの全部または一部の提供を一時的に停止することができるものとします。ただし、緊急已むを得ない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを停止することができるものとします。

（１）本サービスの提供に必要な設備に対してメンテナンスまたは工事を実施する必要がある場合。

（２）他の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を停止または中止した場合。

（３）その他乙が已むを得ない事由が生じたと判断した場合。

３．乙は、本条に基づき本サービスの提供を停止した場合に甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

４．乙は、甲の登録した情報等または甲の管理する情報等が、前１項のいずれかに該当するときは、甲に対し何らの通知なく、現に蓄積している情報を削除することがあります。

第３５条（本サービス提供の中止）

１．乙は、乙の責めに帰すべからざる事由により本サービスの全部または一部の提供を行うことができなくなった場合、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。

２．乙は、本サービスの全部または一部を中止する場合、甲に対してその旨を通知するものとします。

３．乙は、本条に基づきサービスの提供を中止した場合に甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第３６条（本サービス提供の廃止）

１．乙は、乙の都合により本サービスの全部または一部を廃止することができるものとします。

２．前項の規定により本サービスの全部または一部を廃止する場合、乙は、乙所定の方法によってサービス廃止日の２ヵ月以上前までに甲に対してその旨を通知するものとします。

３．本サービスの一部を廃止した場合はその限度で利用契約は終了し、全部を廃止した場合は本利用契約の全てが終了するものとします。

４．乙は、本条に基づきサービスを廃止した場合に甲が被った損害について何ら責任を負うものではありません。

第３７条（遵守事項）

１．甲は、本サービスを甲自身の利用目的のみに使用し、他の目的のために使用することはできないものとします。

２．甲は、本サービスの機器およびソフトウエアの設定を乙の承諾なく変更してはならないものとします。

第３８条（免責）

１．甲が本サービスの利用に起因して損害（情報等が破損もしくは減失したことによる損害、または甲が本サービスから得た情報等に起因する損害を含むがそれに限定されない）を負うことがあっても、乙はその原因の如何を問

わず、一切の賠償責任を負わないものとします。ただし、乙の故意または重大な過失があった場合は本項の規定を適用しません。

２．甲は、乙により本サービスが提供されたといえども、甲の情報に関する情報漏洩およびセキュリティの安全性および完全性を保証されるものではないことを承諾するものとします。

３．乙は、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律」第３条（損害賠償責任の制限）に基づく要件が充足された場合には、賠償責任を負わないものとします。

４．甲は、甲が本サービスを利用することにより入手し得る情報等の正確性および有用性を含め、いかなる保証もなされるものではないことを承諾するものとします。

第３９条（適用除外）

１．甲は、乙により本サービスが提供されたといえども、甲の情報に関する情報漏洩およびセキュリティの安全性および完全性を保証するものではないことを承諾するものとします。

２．前項の規定の他、以下の各号に該当する場合は、本サービスの適用外となります。

（１） 保守用部品が入手出来ない場合。

（２） 万一不測の事態に備えた、提供機器等およびその他、本ネットワークに接続される機器に蓄積されたデータ等のバックアップ等。

（３） 天災地変、その他の不測の事故、または甲の故意もしくは過失により、保守が必要となった場合。

（４） 他社プロバイダーが提供するインターネット接続環境を用いて本サービスを利用する場合であって、当該環境に起因する障害およびその復旧。

（５） 複数セグメントにより構成されるネットワークの環境に対する保守。

（６） 甲が使用する乙の提供ソフトウエア以外のソフトウエアおよび本ネットワーク以外のネットワーク環境に起因する保守。

（７） 乙の責に因らずして、提供機器および本ネットワークの障害に関してデータが毀損または滅失した場合。

（８） 前各号の他、基本条項および本サービス条項に定める各条の規定に違反したとき。

第４０条（サービス提供期間）

本サービスの提供期間は、申込書記載の本サービス開始日から提供を開始するものとし、甲からの解約の届出が無い場合、契約期間は毎月自動継続されるものとします。ただし次の各号のいずれかに該当する場合は、提供開始可能日が遅れる場合があるものとします。

（１） 申込内容および提出書類に不備（記入漏れ等）があった場合。

（２） ドメイン機関による登録の手続きが遅れた場合。

（３） 電気通信事業者による回線工事が遅れた場合。

第４１条（料金等）

１．本料金等のうち初期費用が設定されている場合、甲は、本サービス開始日にて当該初期費用が発生します。なお、当該初期費用について、乙は、本契約またはサービスの解約時といえども甲に返金する義務は負わないものとします。

２．本サービスの月額費用の支払義務は、本サービス開始日の翌月から解約該当月まで発生します。なお、当該解約該当月の月額費用は日割計算を行なわないものとし、月額費用全額の支払義務が発生するものとします。

３．前２項の定めにかかわらず、甲が定額プランを申込んだ場合、初期費用は発生しないものとし、本サービス開始日の属する月（以下「サービス開始月」といいます）より月額費用が発生するものとします。
この場合、サービス開始月の月額費用は、日割計算を行なわないものとし、月額費用全額の支払義務が発生するものとします。

４．理由の如何を問わず本契約が効力を失った場合といえども、乙は、甲より一旦支払われた料金等を甲に返金しないものとします。

第４２条（本サービスの解約）

１．甲は、本サービス契約を解約するときは、解約日の１ヶ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。

２．甲は、ベーシックモデルオープンプラン、ベーシックモデルオープンプラン＋Ｒを選択した場合に、本サービス開始日から３６ヶ月を経過する前に解約を希望するときは、乙に対して、乙が定める解約金を一括で支払うものとします。また、甲は、ベーシックモデルオープンプラン、ベーシックモデルオープンプラン＋R 以外のプランを選択した場合に、本サービス開始日から１２ヶ月を経過する前に解約を希望するときは、乙に対して、乙が定める解約金を一括で支払うものとします。なお、オプションサービスの一部または全部を解約する場合、解約金は発生しません。

３．甲は、別紙５に記載するワイヤレスインターネット関連サービス（以下総称して「データ通信サービス」といいます。）について当該サービス開始日から 24 か月を経過する前に解約を希望するときは、乙に対して、乙が別紙５に定める解約金を一括で支払うものとします。

第４３条（本サービス実施前キャンセル）

１．本サービスの実施前に本サービスのキャンセルはできないものとします。ただし、事由により甲の申込みサービスの初期料金に相当する額の違約金を支払うことにより、キャンセルできるものとします。

２．前項の定めにかかわらず、本サービスのうちデータ通信サービスのサービス実施前のキャンセルについては、甲が、別紙５に定める解約金を一括で支払うことにより、キャンセルできるものとします。

第４４条（サービスの制限等）

１．当社は、第３４条（本サービス提供の停止）の規定による場合のほか、大量の通信の発生が予測されるとき、又は本サービスの品質が当社の定める基準を下回ったときには、通信速度の制限を行うなど合理的な範囲で本サービスの利用を制限することができるものとします。

２．当社は、特定の利用契約における一定期間内の転送量が当社の定める基準を超えるときは、その通信を制限し、又は切断することができるものとします。

３．当社は、利用者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提要するために、動画再生、ファイル転送その他帯域を継続的かつ大量に占有する通信に対して通信速度を制限するなど本サービスの利用を制限することができるものとします。

別紙１

１．本サービスの種類

（１）本サービスは、エントリーモデル、ベーシックモデル、スタンダードモデル、アドバンスモデル、プレミアムモデルの５つのモデルにより構成されており各々提供内容が異なります。

モデル種別	クライアント PC 対応可能台数	ルーター機器の提供 および貸出
エントリーモデル	１～５台	無 し
ベーシックモデル	１～２０台	無 し
ベーシックモデル＋R	１～２０台	YAMAHA RT58i
スタンダードモデル	１～２０台	無し
スタンダードモデル＋R	１～２０台	YAMAHA RT31
スタンダードモデル＋レンタル	１～２０台	YAMAHA RT31 (レンタル)
スタンダードモデル２	１～２０台	無し
スタンダードモデル２＋R	１～２０台	YAMAHA RTX32
スタンダードモデル３	１～２０台	無し
スタンダードモデル３＋R	１～２０台	YAMAHA RTX830
アドバンスモデル	１～３０台	無 し
アドバンスモデル＋R	１～３０台	YAMAHA SRT100
アドバンスモデル２	１～３０台	無 し
アドバンスモデル２＋R	１～３０台	YAMAHA FWX120
プレミアムモデル	１～４０台	無し
プレミアムモデル＋R	１～４０台	YAMAHA RTX1200

※エントリーモデルの回線終端装置は、電気通信事業者からレンタルされているルーター機能付きの回線終端装置に限ります。なお、電気通信事業者からレンタルされているルーター機能付きの機器の設定または保守は本サービス対象外となります。

※クライアント PC 対応可能台数は１台から５台までは１台単位、６台以上は５台単位のメニューとなり、ネットワークに接続されている全てのクライアント PC の契約が必要です。なお、対象となるクライアント PC の OS は Microsoft 社製 WindowsVista／７／8／8.1／10(ServerOS は除きます)です。

※エントリーモデルには、A プラン・B プランがあります。

※ベーシックモデル、ベーシックモデル＋R には、オープンプランがあります。

※スタンダードモデル、スタンダードモデル＋R、スタンダードモデル＋レンタルには、定額プランがあります。

※ベーシックモデル、スタンダードモデル、スタンダードモデル 2、スタンダードモデル 3、アドバンスモデル、アドバンスモデル 2、プレミアムモデルを申し込むにあたり、甲が既に YAMAHA RT58i、YAMAHA RT31、YAMAHA RTX32、YAMAHA RTX830、YAMAHA SRT100、YAMAHA FWX120、YAMAHA RTX1200 と同じルーター機器を所有している場合、別途購入することなく当該モデルをご利用できます。なお、当該ルーター機器はリコー関連の販売会社から購入し、かつ正常に稼働できることを条件とします。

（２）サービス受付および提供時間

電話、またはオンサイトによるサービスの受付および提供時間は以下のとおりです。

サービス提供形態	受付時間	提供時間
電話	9:00-21:00（年中無休）	9:00-21:00（※１）
オンサイト	9:00-21:00（年中無休）（※２）	9:00-17:00（※３）

（※１）日曜日、祝日、その他乙の指定日は除きます。当該除外日においては、受付のみの対応となります。

（※２）月曜日から金曜日（祝日、その他乙の指定日は除きます）の 9:00-15:00 までに受け付けた場合、原則として、当日中にオンサイトによるサービスを提供します。それ以外の日時に受け付けた場合には、原則として翌営業日にオンサイトによるサービスを提供します。ただし、乙の事情により、当日または翌営業日のオンサイトによるサービス提供が出来ない場合があります。なお、オンサイトによるサービスの提供必要性有無の判断は乙にて行います。

（※３）土曜日、日曜日、祝日、その他乙の指定日は除きます。当該除外日においては、受付のみの対応となります。

（３）解約金

①ベーシックモデルオープンプラン、ベーシックモデルオープンプラン＋R：本サービス開始日から３６ヶ月を経過する前に解約する場合の解約金は、金４０，０００円とします。

②ベーシックモデルオープンプラン、ベーシックモデルオープンプラン＋R 以外のプラン：本サービス開始日から１２ヶ月を経過する前に解約する場合の解約金は、金２０，０００円とします。

（４）レンタル物件の紛失等

「+レンタルにて貸し出したレンタル物件が、次の事由に該当した場合、乙は甲に対してレンタル物件の購入代価相当額（金１５，０００円）を請求し、甲は乙に支払うものとします。

①天災地変、その他の不可抗力または甲の責めに帰すべき事由によりレンタル物件が滅失し、または毀損、損傷して、修理または修復不能となった場合。

②前号の他、レンタル期間終了後、甲の都合によりレンタル物件を乙に返還できなくなった場合。

２．標準サービス

各メニューで提供されるサービスは、下表の通りとなります。

サービス内容＼メニュー	エントリーモデル	ベーシックモデル	ベーシックモデル＋R	スタンダードモデル	スタンダードモデル＋R	スタンダードモデル＋レンタル	スタンダードモデル２	スタンダードモデル２＋R	スタンダードモデル３	スタンダードモデル３＋R	アドバンスモデル	アドバンスモデル＋R	アドバンスモデル２	アドバンスモデル２＋R	プレミアムモデル	プレミアムモデル＋R
ネットワークの導入・設計サービス																
LAN 設計サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ルーター機器の提供サービス	—	—	○	—	○	貸出	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○
ルーター・クライアント PC 設定サービス																
ルーター設定	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
クライアント PC 設定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ネットワーク構成図作成サービス																
ネットワーク構成図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ルーター設定シート	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
オンサイト保守サービス																
ルーター保守サービス	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
クライアント PC 設定保守サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
LAN 環境保守サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
インターネット接続サービス																
リコープロバイダー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
リコープロバイダー　固定　1IP	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
他社プロバイダー接続保守	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ワイヤレスネット３Ｇ（メイン）－Ｄ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○

※乙は標準サービスの提供にあたり、甲にクライアント PC の診断と障害復旧の支援を行う PC 診断ツール（以下「PC 診断ツール」という）を提供します。また甲は円滑な障害復旧支援の為、可能な限り PC 診断ツールの操作に協力するものとします。

①対象となるクライアント PC の動作環境はこちらをご参照下さい。https://itk-biz.optim.co.jp/startup

②PC 診断ツールの使用条件は、別途 PC 診断ツールの製作者が定める利用許諾契約に拠るものとします。

③PC 診断ツールの仕様は予告なく変更される場合があります。

④PC 診断ツールのインストールの可否は甲が任意で決定する事が出来ます。また、インストール後のアンインストールは甲が任意で行う事が出来ます。

（１）LAN 設計サービス
LAN 配線作業は、標準サービスでは提供されません。LAN 配線作業は、別途オプションメニューの申込の必要があります。

（２）ルーター機器の提供及び貸出しサービス
以下のメニューにおいて提供若しくは貸出しされるルーター機器は以下の機種のルーターとなります。
①ベーシックモデル＋Ｒ ： YAMAHA RT58i ②スタンダードモデル＋R：YAMAHA RT31
③スタンダードモデル＋レンタル： YAMAHA RT31（貸出） ④スタンダードモデル 2＋R：YAMAHA RTX32
⑤スタンダードモデル 3＋R：YAMAHA RTX830 ⑥アドバンスモデル＋Ｒ ： YAMAHA SRT100
⑥アドバンスモデル 2+R：YAMAHA FWX120 ⑦プレミアムモデル＋R：YAMAHA RTX1200

※上記のルーターの機種は、製造メーカーの販売終了またはモデルチェンジ等により変更される場合があります。
※YAMAHA RT31、YAMAHA RTX32は、本サービスのために開発されたものであり、本サービス以外の用途では使用できません。

（３）ルーター設定サービス
①ルーター設定サービスの対象となるルーターは、上記（２）で指定された機種のルーターのみとします。
②ルーター設定の設定値は、インターネットへ接続するために乙が推奨する設定値とします。
③帯域制御、個別ポートの解放など、個別の設計が必要となる設定はおこないません。
④Internet Protocol Version 6（IPv6）機能に対応した設定はおこないません。
⑤甲の選択したメニューに応じてファイル交換ソフト Winny および Share の利用を検知し、通信を遮断するためのルーター設定を行います。（ベーシックモデルでは Winny version2 を設定、スタンダードモデル、アドバンスモデル、プレミアムモデルでは Winny version2 および Share version1.0 EX2 を設定）なお、Winny および Share の禁止設定は、全てのファイル交換ソフトに対して有効な機能ではありません。

（４）クライアント PC 設定サービス
①LAN 接続、インターネット接続に必要な Windows ネットワーク設定を行います。（※１）
②電子メールの送受信ができるようメールソフトの設定を行います。（※２）
③株式会社リコー製のプリンターおよび複写機をネットワークプリンタとして利用できるような設定を行います。
④オプションのホスティングサービスを申し込んでいる場合、ホスティングサーバーにクライアント PC の台数分のメールアカウントを作成し、クライアント PC へのメール設定を行います。（※３）
※１ 本件機器との無線 LAN 接続設定を含みます。但し、本サービスで提供した無線 LAN２のアダプタ及び甲の所有する PC に内蔵された無線 LAN に限ります。なお、無線 LAN の接続性を保証するものではありません。
※２ 設定対象となるメールソフトは、Microsoft Windows メール、Microsoft Windows 10 メール、Microsoft Outlook 2013/2016 となります。
※３ ホスティングサーバーへのアカウント登録は、本サービスと同時に申込された場合のみ実施されることとなります。

（５）ネットワーク構成図
①保守の対象となるネットワーク構成を調査すると共に、クライアント PC 設定サービスの設定内容をネットワーク構成図として、甲へ提供します。
②保守提供時にネットワーク構成図は乙に開示されない場合、保守が提供できない場合があります。

（６）ルーター設定シート
①本サービスの対象となるルーターの設定内容を記載したシートを作成し、甲へ提供します。
②保守提供時にルーター設定シートが乙に開示されない場合、保守が提供できない場合があります。

（７）ルーター保守サービス
①ルーターの不具合等により、ルーター機能が正常に動作しない場合、ルーター設定シートに基づきルーターを再設定します。
②ルーターが故障した場合、本体を交換することにより修理します。なお、製造メーカーの販売終了またはモデルチェンジ等により同機種への交換ができない場合は、同等機能を有する他の機種のルーターとの交換となります。
③ルーター設定シートに記載のない設定および甲の事情による回線変更等に伴う設定は、ルーター保守サービスの対象外となります。なお、当該対象外設定を行うこの場合は、追加メニューのルーター設定を申し込む必要があります。

（８）クライアント PC 設定保守サービス
①クライアント PC のネットワーク設定、Web ブラウザ設定、メールソフト設定に不具合が生じ、クライアント PC がインターネット接続障害およびメールの送受信障害が発生した場合、ネットワーク構成図に基づき再設定を行います。
②ネットワーク構成図に記載のない設定および甲の事情によるクライアント PC の買い替えまたは移設に伴う設定は、クライアント PC 設定保守サービスの対象外となります。なお、当該対象外設定を行うこの場合は、追加メニューの PC 設定を申し込む必要があります。
③設定対象となる Web ブラウザおよびメールソフトは以下の通りとします。
Web ブラウザ：Microsoft Internet Explorer 9 以上
メールソフト：Microsoft Windows メール、Microsoft Windows 10 メール、Microsoft Outlook 2013/2016

（９）LAN 環境保守サービス

①甲がオプションメニューより購入した LAN ケーブルおよび HUB が通信不良となった場合､LAN ケーブルまたは HUB を交換することにより LAN 環境の機能を復旧します。なお、製造メーカーの販売終了またはモデルチェンジ等により同機種への交換ができない場合は、同等機能を有する他の機種の HUB との交換となります。

②甲が本サービス以外で購入した LAN ケーブルおよび HUB は LAN 環境保守サービスの対象外となります。

（１０）インターネット接続サービス

インターネット接続サービスは、甲の選択に応じて以下のメニューのいずれかを提供します。

メニュー	サービス内容
リコープロバイダー	動的 IP によるインターネット接続サービスとメールアカウントの提供
リコープロバイダー　固定　１IP	固定 IP によるインターネット接続サービスの提供
他社プロバイダー接続保守	他社プロバイダーによる接続環境保守サービスの提供
ワイヤレスネット３Ｇ（メイン）－Ｄ	移動無線機器を利用したインターネット接続サービスの提供

①リコープロバイダー

メールアカウントは、乙が所有するドメインによるメールアカウントとなり、なお、メールアカウントで利用できる容量は 100Mbyte となり、ウイルスチェック機能／スパム対策機能が標準提供となります。

※本メニューでインターネット接続サービスを利用するにあたり、甲が、以下の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させた場合、インターネット接続サービスの利用を制限（帯域制御）することがあります。

※任意の一週間内で、上り３０Gbyte 超過/日が、１回以上あり、かつその翌々１週間内で、上り３０Gbyte 超過/日が一回以上発生した場合、または、過去に帯域制御を実施し、解除後再度、上り３０Gbyte 超過/日が一回以上発生した場合、インターネット接続サービスの利用を制限（帯域制御）することがあります。

②リコープロバイダー固定　１IP

※メールアカウントは付与されません。

③他社プロバイダー接続保守

※PC１台に他社プロバイダーのメール設定を実施します。

※保守時、他社プロバイダーの情報も含めて障害原因の切り分けを実施します。

④ワイヤレスネット３Ｇ（メイン）－Ｄ

・ワイヤレスネット３Ｇ（メイン）－Ｄとは、別紙５で規定されたワイヤレスインターネット関連サービスの「ワイヤレスネット３Ｇ(メイン)－Ｄ」メニューに応じて提供される以下の種類のサービスをいいます。なお、甲が選択したメニューに含まれないサービスは提供されません。

※メールアカウントは付与されません。

※当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

また、当該措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。

なお、これらは当社が児童ポルノに係る情報を完全に遮断することを意味するものではありません。

＜サービス提供可能回線種別＞

下表の回線種別（プラン）においてのみインターネット接続サービスが利用できます。

提供可能回線種別	プラン名
B フレッツ	ファミリー１００／ハイパーファミリー／マンション／ベーシック
フレッツ・光プレミアム	ファミリー／マンション
フレッツ・光ネクスト	ファミリー／マンション （ハイスピードタイプ、スーパーハイスピードタイプ　隼[NTT 西日本]含む）
フレッツ・光ライト	ファミリー／マンション
フレッツ・ADSL	モアⅢ／モアⅡ／モア／モアスペシャル／モア４０／モア２４／８Ｍプラン／１．５Ｍプラン

３．オプションサービス

オプションサービスは、標準サービスの付加サービスとして提供されるものであり、オプションサービス単体でのご利用はできません。

サービス内容＼メニュー	エントリーモデル	ベーシックモデル	ベーシックモデル＋R	スタンダードモデル	スタンダードモデル＋R	スタンダードモデル＋レンタル	スタンダードモデル２	スタンダードモデル２＋R	スタンダードモデル３	スタンダードモデル３＋R	アドバンスモデル	アドバンスモデル＋R	アドバンスモデル２	アドバンスモデル２＋R	プレミアムモデル	プレミアムモデル＋R
PC ウイルス対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
有害サイトブロック	—	—	—	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○
未登録 PC 接続防止	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○
ホスティング ５００MB	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ホスティング １GB	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ホスティング ２GB	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ホスティング ３GB	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
SSL 用 IP アドレス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ホスティングメール設定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ドメイン管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ドメイン取得代行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ドメイン移管	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
DNS サーバー設定変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ドメイン登録者変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
メールアドレス追加※１	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
モバイルアクセス（AIR-EDGE）	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○
モバイルアクセス（FOMA）	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○
ワイヤレスネット３G（バックアップ）－D	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○
８ポート SW ハブ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Gigabit ８ポート SW ハブ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
８ポート SW ハブ マグネットタイプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Gigabit ８ポート SW ハブ マグネットタイプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
Gigabit １６ポート SW ハブ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
LAN 配線 （部材/作業）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
VPN ハブ新設（保守）※２	—	—	—	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○
VPN スポーク新設（保守）※２	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
VPN クライアント※２	—	—	—	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○
VPN リモートアクセス※２	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
VPN 設定解除※２	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保守 12H	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保守 24H	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※１．リコープロバイダー使用の場合にのみ可

※２．VPN 拠点は、全て本サービスへの加入が必要

（１）PC ウイルス対策

①乙は、クライアント PC 用のウイルス対策ソフトを甲に提供するものであり、当該ウイルス対策ソフトはウイルス定義ファイルおよびウイルス対策ソフト自身のバージョンアップをインターネット経由で自動的に行います。

②PC ウイルス対策は、本サービスで使用する PC 台数と同数の申込が必要となり、ウイルス対策ソフトのライセンス提供と、PC への初回インストールを行うものとします。なお、当該ウイルス対策ソフトは弊社が指定するウイルス対策ソフトとなります。

③当該ウイルス対策ソフトを使用した結果、なお、ウイルスによる被害が生じた場合においても、乙による駆除作業、復旧作業およびデータの保証等は行いません。

（２）有害サイトブロック

①乙は、インターネット上の URL リストを参照し、最新の URL 情報に対応する有害サイトブロック（ルーター組み込み型 Web フィルタリングサービス）を甲に提供します。また、Web フィルタリングのライセンス提供とルーターへの設定を行います。

②有害サイトブロックは、IP アドレス・URL・キーワードにてアクセス制限（特定 PC のみ Web フィルタリングの対象外とすることも可能）が行えます。なお、当該有害サイトブロックはアルプスシステムインテグレーション株式会社 「サイトアンパイア」となり、仕様詳細はメーカーHP をご覧下さい。

③有害サイトブロックは、URL リストによるブロック機能の完全性を保証するものではありません。

（３）未登録 PC 接続防止

乙は、ルーターに設定した MAC アドレスによる外部接続制御を甲に提供し、ルーターに登録のない PC や端末を外部接続させない設定を行います。

（４）ホスティング（５００MB/１GB/２GB/３GB）

① 乙は、下表の容量のメールサーバーと Web サーバー機能を持った共有型ホスティングサーバーを甲に提供します。なお、利用アカウント数は無制限とし、ウイルスチェック機能／スパム対策機能は標準提供とします。

メニュー名	メール容量	Web 容量
ホスティング ５００MB	500Mbyte	500Mbyte
ホスティング １GB	1Gbyte	1Gbyte
ホスティング ２GB	2Gbyte	2Gbyte
ホスティング ３GB	3Gbyte	3Gbyte

※ホスティングで運用できるドメイン数は１つとなります。

※メール容量、Web 容量の利用サイズの上限設定は変更できません。

②甲がドメイン名を保有されていない場合は、「ドメイン取得代行」、他社で管理している場合は「ドメイン移管」が必要となります。

③メールアカウントごとの容量制限は、ご契約容量内にて任意に設定できます。初期設定は「制限なし」になっておりますが、メールをサーバーに残したり、ご契約容量を圧迫するようなメールを受信した場合、新しいメールの受信に時間がかかったり、取得に失敗するなど、甲利用サイトに影響が出る恐れがございます。

④ご契約のディスク容量を超過した場合は、ホスティングサービスが停止することがありますのでご注意下さい。

⑤甲が Web サーバーとしてホスティングサービスを利用中に、検索エンジンにおいて甲の Web ページの検索結果（順位など）に変更が生じたとしても、乙は当該変化に何ら関与するものではなく、何らの責任も負担するものではありません。

⑥ウイルスチェック機能は、メールに対してのウイルスチェックになり、クライアント PC のウイルスチェックまたは駆除は行いません。また、最新パターンファイルにて運用しますが、新種のウイルスなど全てのウイルス駆除を保証するものではありません。

（５）SSL 用 IP アドレス

①乙は、Web サーバーで SSL 認証を利用するために、甲に対し固有 IP アドレスを割り当て、SSL（Secure Socket Layer）利用のため、「CSR の生成」、「SSL サーバーID のインストール」、「SSL 接続の有効設定」を行います。

②甲は、自己の責任により SSL サーバーID（証明書）の申請、管理（認証会社によりますが１年もしくは２年間の有効期限となります）を行います。

③当該 SSL 用 IP アドレスの割り当ては、SSL による通信の安全性を保証するものではありません。

（６）ホスティングメール設定

乙は、ホスティングでのメールアカウント１つを追加作成し、PC１台へのメール設定を行います。

（７）ドメイン管理

乙は、甲が所有しているドメインについて、その所有の継続に必要なドメインの期間管理、更新料の支払およびその他必要な手続き等を乙が代行します。なお、上記（４）ホスティングをご利用の場合には、当該ホスティングにて１ドメインの管理が含まれています。

（８）ドメイン取得代行

乙は、JP ドメインまたは gTLD ドメインの新規取得および登録に関する申請を甲に代行して行います。なお、取得可能ドメインの種類は、「.com .net .org .info .biz .jp .ac .go .co .or .ne .ed .gr 地域型ドメイン」です。

※上記（４）ホスティングの契約時にドメインを取得していない場合は必要となります。

※ドメイン取得代行は、希望ドメインの取得ができない場合があり、ドメイン取得の保証はおこないません。

※登録申請書の受理からドメイン取得まで約１０営業日程度の日数が必要となります。なお、記載事項に誤りがあった場合ドメイン取得ができない、もしくは登録申請書の記載事項などに虚偽または誤りがあった場合、ドメインを取得することができないか、若しくは手続の補正が必要となるため取得までに相当な日数を要することがあります。

※登録申請手続を実施した結果、レジストリまたはドメイン管理機関が甲の希望したドメインの登録を拒否した場合、乙はその旨を甲に通知するものとします。

※ドメイン登録機関の要請により、別途甲に関する資料を書面で提出しなければならない場合があります。

※以下該当する場合、ドメイン取得代行を拒否し、別のドメインに変更するよう要請します。

・他人の使用する著名な商号や商標等をドメインとして使用している場合。

・ドメイン紛争が発生する可能性が高いと判断される場合。

・サイバースクワッティング（ドメインの不法占拠）に該当すると判断される場合。

（９）ドメイン移管

①乙は、JP ドメインまたは gTLD ドメインの移管を行います。なお、ドメイン移管とは、他のレジストラ（以下「移管元事業者」といいます。）において管理を委託している甲保有のドメインの管理を乙に移管するサービスをいいます。

②甲は、乙所定の申込書に利用開始希望を明記の上ドメイン移管の申込を行うものとします。なお、ドメイン移管の申込から移管後の利用まで３週間以上の日数が必要となりますが、申込から３週間後の利用を保証するものではありません。

③ドメイン移管の申込後、移管元事業者から甲に対してドメイン移管に関する意思確認があった場合、甲は移管元事業者との間で必要な手続を実施するものとします。なお、当該手続を実施しない場合、ドメイン移管はできない場合があります。

④乙は、移管元事業者からのドメイン移管の承認に基づき甲の利用開始日を決定し、その旨を甲へ通知します。

⑤gTLD ドメインについて以下に該当する場合は、当該 gTLD ドメインを移管することができません。

・当該 gTLD の Authorization Code が不明な場合。

・当該 gTLD の移管元事業者により移管禁止のステータスとなっている場合。

・当該 gTLD の新規登録日、または前回のドメイン移管（レジストラ変更）完了から６０日が経過していない場合。

・当該 gTLD の有効期限が９年以上残っている場合。

・当該 gTLD について紛争が継続中の場合。

⑥JP ドメインについて以下各号に該当する場合は、当該 JP ドメインを移管することができません。

・当該 JP ドメインの有効期限が満了している場合。

・当該 JP ドメインについて紛争が継続中の場合。

・移管元事業者が当該 JP ドメインの移管について承認しない場合。

⑦乙は、ドメインの移管不能について何ら責任を負うものではなく、甲はドメインの移管不能についての問合せは移管元事業者に対して実施するものとします。

⑧甲と移管元事業者との間の必要な手続が実施されていないことに基づきドメイン移管が移管元事業者から不承認となった場合、甲は移管元事業者とで必要な手続を行うと共に、手続が完了した場合は速やかに乙へ連絡するものとします。

（10）DNS サーバー設定変更

乙は、乙が管理する甲のドメインに関して、乙が管理している DNS サーバーの IP アドレスの変更や、レコード情報の追加・変更等、DNS に関わる各種設定変更を行います。

（11）ドメイン登録者変更

乙は、ドメインに関する各種登録情報（所有者情報や登録者情報など）に変更が生じ、当該登録情報の変更が必要となった場合、当該登録情報の変更手続の代行をします。

※ドメイン登録者変更サービスは、新所有者と旧所有者間で行われたドメインの所有権の移転を前提とします。なお、新所有者と旧所有者間のドメインの所有権移転に関する紛争については、甲が自己の責任と費用負担において解決するものとし、乙は何ら関与するものではありません。

※ドメイン登録機関の要請により、甲は、別途甲に関する資料を書面で提出しなければならないことがあります。

（12）メールアドレス追加

乙は、リコープロバイダーが提供するメールアドレスを１つ追加します。なお、仕様は、リコープロバイダーが標準で提供するメールアドレスと同等とします。

※リコープロバイダーをご利用いただいている場合のみのご利用となります。

※本メールアドレス追加を複数申し込むことで、メールアドレスを複数追加できます。（上限無し）

※標準サービスと同時申込の場合を除き、メールソフトへの設定をご希望の場合は、追加メニューの「PC 設定」と同時に申込が必要となります。

（13）モバイルアクセス（AIR-EDGE/FOMA）

乙は、モバイル接続環境で利用できる、AIR-EDGE または FOMA に接続可能な、インターネット接続 ID（モバイルローミング）を提供します。なお、クライアント PC への設定は行いません。

※接続に必要な機器または通信料などは含まれません。

※別途、回線申請や接続用端末機器の購入が必要となります。

（14）ワイヤレスネット３Ｇ（バックアップ）－Ｄ

乙は、バックアップ回線として移動無線機器を利用したインターネット接続を提供します。なお、ワイヤレスインターネット関連サービスの詳細については、別紙５で規定されたワイヤレスインターネット関連サービスの「ワイヤレスネット３Ｇ（バックアップ）－Ｄ」のメニューに応じて提供される以下の種類のサービスをいいます。なお、甲が選択したメニューに含まれないサービスは提供されません。

サービスの種類	適用となる基本条項
１．ワイヤレスインターネット関連サービス	請負条項

※メールアカウントは付与されません。

（15）LAN 配線　（部材/作業）

①乙は、甲の申込に従い、下表の LAN 配線部材を提供するものとします。

部材	詳細
８ポート SW ハブ	10／100base 対応アライドテレシス社製「FS708TL」の提供
Gigabit ８ポート SW ハブ	10／100／1000base 対応アライドテレシス社製「AT-GS920/8」の提供
８ポート SW ハブ マグネットタイプ	10／100base 対応マグネット付き FXC 社製「FXC ES108D」の提供
Gigabit ８ポート SW ハブ マグネットタイプ	10／100／1000base 対応マグネット付き FXC 社製 「FXC ES1008MTP2」の提供
Gigabit １６ポート SW ハブ	10／100／1000base 対応 FXC 社製「FXC ES1016VL3」の提供
LAN 配線　（作業/部材）	LAN 配線部材（メーカー整端済の LAN ケーブル、モール）の提供

※ ご提供機種は同等品に変更となる場合があります。

②乙は、上記部材に基づく以下の LAN 配線作業を行うのもとします。

・床上への配線と、モールによる保護。なお、床上以外への配線（床下、縦管等）や、指定のケーブル以外での配線は対象外です。別途 LAN 工事が必要となります。

・クライアント PC から５m以内でのリコープリンターとの接続。ただし、５クライアントを超える場合または導入環境や規模に応じて、乙の判断により別途費用が生じる場合があります。

・ルーターから２０m以内での HUB との接続。

（16）VPN ハブ新設（保守）

乙は、VPN 接続の中心となるハブ拠点を構築するため、ハブ拠点のルーター設定、ルーター設定シートの作成、障害発生時の VPN 接続復旧作業をおこないます。

※ハブ拠点には固定 IP が必要となります。また、リコープロバイダーもしくは、他社プロバイダーで固定 IP 取得が必要となります※対向拠点（スポーク拠点）を設定する「VPN スポーク拠点新設(保守)」メニューの別途の注文が必要です。

（17）VPN スポーク新設（保守）

乙は、VPN 接続でハブ拠点に接続するスポーク拠点を構築するため、スポーク拠点のルーター設定、ルーター設定シートの作成、障害発生時の VPN 接続復旧作業をおこないます。

※推奨ネットワークアドレスを使用しない場合、VPN を構成するいずれかの拠点で、設定変更が発生した時、全ての拠点での設定変更が生じる場合があります。

（18）VPN クライアント

乙は、クライアント PC をハブ拠点に接続するために必要な VPN クライアントソフトウェア（YAMAHA 「YMS－VPN８」）の設定（VPN8 ライセンスは別途購入要）、ハブ拠点への接続設定、ネットワーク構成図の作成および、障害発生時の設定復旧作業をおこないます。なお、当該サービスは、本サービスを提供している拠点に限ります。なお、VPN の接続性を保証するものではありません。

（19）VPN リモートアクセス

乙は、クライアント PC やスマートデバイスをハブ拠点に接続するために必要なハブ拠点への VPN 接続設定、ネットワーク構成図の作成および、障害発生時の設定復旧作業をおこないます。当該サービスは、本サービスを提供している拠点に限ります。なお、VPN の接続性を保証するものではありません。

（20）VPN 設定解除

乙は、甲の申し込に従い、VPN 設定を解除するものとします。なお、VPN を継続利用する拠点の有無に関わらず、ハブ拠点・スポーク拠点の両方で申し込む必要があります。

（21）保守時間延長

乙は、甲の申し込に従い、別紙１第１項(２)サービス受付および提供時間を延長し、下表の保守時間にて提供するものとします。

メニュー名	電話受付／提供時間	オンサイト
保守 12H	9:00-21:00（年中無休）	9:00-21:00（年中無休）※１、※２
保守 24H	24 時間（年中無休）	24 時間（年中無休）※２

（※１）9:00-19:00 までに受け付けた場合、原則として、当日中にオンサイトによるサービスを提供します。それ以外の日時に受け付けた場合には、原則として翌日にオンサイトによるサービスを提供します。

（※２）乙の事情により、当日または翌日のオンサイトによるサービス提供が出来ない場合があります。なお、オンサイトによるサービスの提供必要性有無の判断は乙にて行います。

４．無線 LAN２サービス

各メニューで提供されるサービスは、下表の通りとなります。

サービス内容＼メニュー	エントリーモデル	ベーシックモデル	ベーシックモデル＋R	スタンダードモデル	スタンダードモデル＋R	スタンダードモデル＋レンタル	スタンダードモデル２	スタンダードモデル２＋R	スタンダードモデル３	スタンダードモデル３＋R	アドバンスモデル	アドバンスモデル＋R	アドバンスモデル２	アドバンスモデル２＋R	プレミアムモデル	プレミアムモデル＋R
無線 LAN２サービス																
本件機器の提供 ※１	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○
本件機器の設置・設定サービス ※１	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○
本件機器のハードウェア保守サービス ※１	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ＰＣ用無線アダプタの提供 ※２	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○

※１．上表のうち、本件機器の提供、本件機器の設置・設定サービス、本件機器のハードウェア保守サービスは、パッケージサービスとなり、本無線 LAN２サービスの基本的なサービスとなります。

※２．上表のうち、PC 用無線アダプタの提供は、甲の選択に応じて提供されます。

（１）提供機器の種類

本無線 LAN２サービスは、３つのメニューにより構成されており各々提供内容が異なります。

メニュー名	機器の提供
無線 LAN２	アイ･オー･データ機器 WHG-NAPG/A
無線 LAN２アダプタ USB タイプ	アイ･オー･データ機器 WHG-AGDN/US
無線 LAN２アダプタ PC カードタイプ	アイ･オー･データ機器 WHG-AGDN/CB

※ なお、製造メーカーの販売終了またはモデルチェンジ等により、同等機能を有する他の機種に変更となる場合があります。

（２）本件機器の提供

乙は、本無線 LAN２サービスの提供に必要な本件機器を甲に提供するものとします。

（３）本件機器の設置・設定サービス

①乙は、本件機器の設置・設定サービスとして、NETBegin BB パックの導入場所にて、本件機器を設置し、セキュリティの設定を実施するものとします。なお、本件機器の設置は、据え置きとします。

②本件機器の設定には、甲が本オプションサービスとは別に使用している本件機器の連携、ローミング設定は含まれません。

（４）本件機器のハードウェア保守サービス

①乙は、本件機器のハードウェア保守サービスとして、本件機器の障害時に、オンサイトにより障害の切り分け、本件機器の再設定又は本件機器の交換を実施します。なお、乙は、本件機器の交換を実施するに際して、交換前の機器と同じ機器での交換を保証するものではありません。

②甲は、本件機器に障害が発生した場合、乙指定のコール受付電話番号に連絡するものとします。

③本件機器の交換が必要な場合、本件機器の交換が完了するまで無線 LAN の使用ができなくなることを甲は承諾するものとします。なお、本件機器の交換完了までに必要な日数は別途甲に通知されるものとしますが、乙は当該日数を保証するものではありません。

５．追加サービス

追加サービスは、標準サービスの付加サービスとして提供されるものであり、追加サービス単体でのご利用はできません。

メニュー名	説明
基本料金	導入後に訪問を必要とするオプションメニュー、アドオンメニューと同時に必要になります。また、一拠点に対しての複数同時作業の場合、基本料金は１つとなります。
PC 設定	導入後にクライアント PC の設定を実施する際に必要となります。 １台のクライアント PC に対して、標準サービス、オプションサービスにて実施した設定作業を再度実施します。
ルーター設定	導入後にルーターの設定を実施する際に必要となります。 １台のルーターに対して、オプションサービス追加時にルーターの設定が必要な場合、その設定を行います。

６．変更メニュー

メニュー名	説明
台数変更　エントリーモデル	エントリーモデルにおいてクライアント PC 対応可能台数の変更処理を行います。１台単位で５台までの台数変更が可能です。
台数変更　ベーシックモデル	ベーシックモデルにおいてクライアント PC 対応可能台数の変更処理を行います。１台単位で２０台までの台数変更が可能です。
台数変更　スタンダードモデル	スタンダードモデルにおいてクライアント PC 対応可能台数の変更処理を行います。１台単位で２０台までの台数変更が可能です。
台数変更　アドバンスモデル	アドバンスモデルにおいてクライアント PC 対応可能台数の変更処理を行います。１台単位で３０台までの台数変更が可能です。
台数変更　プレミアムモデル	プレミアムモデルにおいてクライアント PC 対応可能台数の変更処理を行います。１台単位で４０台までの台数変更が可能です。
回線変更	メニューに応じたインターネット接続サービス回線種別の変更処理を行います。
ホスティングプラン変更	ホスティング契約内容の変更処理を行います。

（１）台数変更　エントリーモデル
※PC ウイルス対策を契約している場合、契約台数の変更に合わせてオプションの追加や、再設定が必要となります。

（２）台数変更　ベーシックモデル
※PC ウイルス対策を契約している場合、契約台数の変更に合わせてオプションの追加や、再設定が必要となります。

（３）台数変更　スタンダードモデル
※PC ウイルス対策を契約している場合、契約台数の変更に合わせてオプションの追加や、再設定が必要となります。

（４）台数変更　アドバンスモデル
※PC ウイルス対策、未登録 PC 接続防止を契約している場合、契約台数の変更に合わせてオプションの追加や、再設定が必要となります。

（５）台数変更　プレミアムモデル
※PC ウイルス対策、未登録 PC 接続防止を契約している場合、契約台数の変更に合わせてオプションの追加や、再設定が必要となります。

（６）回線変更
※リコープロバイダー内における回線変更によるメールアドレスの変更は生じません。

（７）ホスティングプラン変更
※ホスティングをダウングレードする場合、甲にて事前に変更後の容量サイズに合わせたデータ容量にする必要があります。
※データ容量に超過が発生した場合、全てのデータが消失する可能性があります。

別紙２

１．シンプルメニューサービスの種類

（１）シンプルメニューサービスは、インターネット接続関連サービス、ホスティング関連サービス、ドメイン関連サービスの３つのサービスにより構成されており各々提供内容が異なります。

種別	提供サービス
インターネット関連サービス	インターネット接続サービス、インターネット固定 IP 接続サービス モバイル接続サービス、メールアドレス追加
ホスティング関連サービス	ホスティング（５００ＭＢ、１ＧＢ、２ＧＢ、３ＧＢ） ＳＳＬ用ＩＰアドレス
ドメイン関連サービス	ドメイン取得代行、ドメイン移管（ＪＰ／ｇTLD)、ドメイン管理 ＤＮＳサーバー設定、ドメイン登録者変更

※クライアント PC の OS は Microsoft 社製 Windows 10／11(ServerOS は除きます)です。

（２）サービス受付および提供時間

電話、またはオンサイトによるサービスの受付および提供時間は以下のとおりです。

サービス提供形態	受付時間	提供時間
電話	9:00-21:00（年中無休）	9:00-21:00（※１）

（※１）日曜日、祝日、その他乙の指定日は除きます。当該除外日においては、受付のみの対応となります。
なお乙の事情により、サービス提供が出来ない場合があります。

（３）解約金

インターネット接続関連サービス、ホスティング関連サービス、ドメイン関連サービスのサービス開始日から１２ヶ月を経過する前に解約する場合の解約金は、金１０，０００円とします。

２．インターネット関連サービス

（１）インターネット接続サービス、インターネット固定 IP 接続サービス

インターネット接続サービスは、甲の選択に応じて以下のメニューのいずれかを提供します。

メニュー	サービス内容
インターネット接続サービス	動的 IP によるインターネット接続サービスとメールアカウントの提供
インターネット固定 IP 接続サービス	固定 IP（１個・８個・１６個）によるインターネット接続サービスの提供

①インターネット接続サービス

メールアカウントは、乙が所有するドメインによるメールアカウントとなり、なお、メールアカウントで利用できる容量は 100Mbyte となり、ウイルスチェック機能／スパム対策機能が標準提供となります。

※本メニューでインターネット接続サービスを利用するにあたり、甲が、以下の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させた場合、インターネット接続サービスの利用を制限（帯域制御）することがあります。

※任意の一週間内で、上り３０Gbyte 超過/日が、１回以上あり、かつその翌々１週間内で、上り３０Gbyte 超過/日が一回以上発生した場合、または、過去に帯域制御を実施し、解除後再度、上り３０Gbyte 超過/日が一回以上発生した場合、インターネット接続サービスの利用を制限（帯域制御）することがあります。

②インターネット固定 IP 接続サービス

※メールアカウントは付与されません。

※当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

また、当該措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。

なお、これらは当社が児童ポルノに係る情報を完全に遮断することを意味するものではありません。

＜サービス提供可能回線種別＞

下表の回線種別（プラン）においてのみインターネット接続サービスが利用できます。

提供可能回線種別	プラン名
B フレッツ	ファミリー１００／ハイパーファミリー／マンション／ベーシック
フレッツ・光プレミアム	ファミリー／マンション
フレッツ・光ネクスト	ファミリー／マンション （ハイスピードタイプ、スーパーハイスピードタイプ 隼[NTT 西日本]含む）
フレッツ・光ライト	ファミリー／マンション
フレッツ・ADSL	モアⅢ／モアⅡ／モア／モアスペシャル／モア４０／モア２４／８Mプラン／１．５Mプラン
フレッツ・ＩＳＤＮ	－

（２）モバイル接続サービス（AIR-EDGE/FOMA）

乙は、モバイル接続環境で利用できる、AIR-EDGE または FOMA に接続可能な、インターネット接続 ID（モバイルローミング）を提供します。なお、クライアント PC への設定は行いません。

※接続に必要な機器または通信料などは含まれません。

※別途、回線申請や接続用端末機器の購入が必要となります。

（３）メールアドレス追加サービス

乙は、リコープロバイダーが提供するメールアドレスを１つ追加します。なお、仕様は、リコープロバイダーが標準で提供するメールアドレスと同等とします。

※本メールアドレス追加を複数申し込むことで、メールアドレスを複数追加できます。（上限無し）

※なお、クライアント PC への設定は行いません。

３．ホスティング関連サービス

（１）ホスティングサービス（５００MB/１GB/２GB/３GB）

① 乙は、下表の容量のメールサーバーと Web サーバー機能を持った共有型ホスティングサーバーを甲に提供します。なお、利用アカウント数は無制限とし、ウイルスチェック機能／スパム対策機能は標準提供とします。

メニュー名	メール容量	Web 容量
シンプルメニュー ホスティング５００MB	500Mbyte	500Mbyte
シンプルメニュー ホスティング１GB	1Gbyte	1Gbyte
シンプルメニュー ホスティング２GB	2Gbyte	2Gbyte
シンプルメニュー ホスティング３GB	3Gbyte	3Gbyte

※ホスティングで運用できるドメイン数は１つとなります。

※メール容量、Web 容量の利用サイズの上限設定は変更できません。

②甲がドメイン名を保有されていない場合は、「ドメイン取得代行」、他社で管理している場合は「ドメイン移管」が必要となります。

③メールアカウントごとの容量制限は、ご契約容量内にて任意に設定できます。初期設定は「制限なし」になっておりますが、メールをサーバーに残したり、ご契約容量を圧迫するようなメールを受信した場合、新しいメールの受信に時間がかかったり、取得に失敗するなど、甲利用サイトに影響が出る恐れがございます。

④ご契約のディスク容量を超過した場合は、ホスティングサービスが停止することがありますのでご注意下さい。

⑤甲が Web サーバーとしてホスティングサービスを利用中に、検索エンジンにおいて甲の Web ページの検索結果（順位など）に変更が生じたとしても、乙は当該変化に何ら関与するものではなく、何らの責任も負担するものではありません。

⑥ウイルスチェック機能は、メールに対してのウイルスチェックになり、クライアント PC のウイルスチェックまたは駆除は行いません。また、最新パターンファイルにて運用しますが、新種のウイルスなど全てのウイルス駆除を保証するものではありません。

（２）SSL 用 IP アドレスサービス

①乙は、Web サーバーで SSL 認証を利用するために、甲に対し固有 IP アドレスを割り当て、SSL（Secure Socket Layer）利用のため、「CSR の生成」、「SSL サーバーID のインストール」、「SSL 接続の有効設定」を行います。

②甲は、自己の責任により SSL サーバーID（証明書）の申請、管理（認証会社によりますが１年もしくは２年間の有効期限となります）を行います。

③当該 SSL 用 IP アドレスの割り当ては、SSL による通信の安全性を保証するものではありません。

４．ドメイン関連サービス

（１）ドメイン管理サービス

乙は、甲が所有しているドメインについて、その所有の継続に必要なドメインの期間管理、更新料の支払およびその他必要な手続き等を乙が代行します。なお、上記３．ホスティング関連サービスをご利用の場合には、当該ホスティングにて１ドメインの管理が含まれています。

（２）ドメイン取得代行サービス

乙は、JP ドメインまたは gTLD ドメインの新規取得および登録に関する申請を甲に代行して行います。なお、取得可能ドメインの種類は、「.com .net .org .info .biz .jp .ac .go .co .or .ne .ed .gr 地域型ドメイン」です。

※上記（４）ホスティングの契約時にドメインを取得していない場合は必要となります。

※ドメイン取得代行は、希望ドメインの取得ができない場合があり、ドメイン取得の保証はおこないません。

※登録申請書の受理からドメイン取得まで約１０営業日程度の日数が必要となります。なお、記載事項に誤りがあった場合、ドメイン取得ができない、もしくは登録申請書の記載事項などに虚偽または誤りがあった場合、ドメイン取得ができない、もしくは手続の補正が必要となり取得までに相当な日数を要することがあります。

※登録申請手続を実施した結果、レジストリまたはドメイン管理機関が甲の希望したドメインの登録を拒否した場合、乙はその旨を甲に通知するものとします。

※ドメイン登録機関の要請により、別途甲に関する資料を書面で提出しなければならない場合があります。

※以下該当する場合、ドメイン取得代行を拒否し、別のドメインに変更するよう要請します。

・他人の使用する著名な商号や商標等をドメインとして使用している場合

・ドメイン紛争が発生する可能性が高いと判断される場合

・サイバースクワッティング（ドメインの不法占拠）に該当すると判断される場合

（３）ドメイン移管サービス

①乙は、JP ドメインまたは gTLD ドメインの移管を行います。なお、ドメイン移管とは、他のレジストラ（以下「移管元事業者」といいます。）において管理を委託している甲保有のドメインの管理を乙に移管するサービスをいいます。

②甲は、乙所定の申込書に利用開始希望を明記の上ドメイン移管の申込を行うものとします。なお、ドメイン移管の申込から移管後の利用まで３週間以上の日数が必要となりますが、申込から３週間後の利用を保証するものではありません。

③ドメイン移管の申込後、移管元事業者から甲に対してドメイン移管に関する意思確認があった場合、甲は移管元事業者との間で必要な手続を実施するものとします。なお、当該手続を実施しない場合、ドメイン移管はできない場合があります。

④乙は、移管元事業者からのドメイン移管の承認に基づき甲の利用開始日を決定し、その旨を甲へ通知します。

⑤gTLD ドメインについて以下に該当する場合は、当該 gTLD ドメインを移管することができません。

・当該 gTLD の Authorization Code が不明な場合。

・当該 gTLD の移管元事業者により移管禁止のステータスとなっている場合

・当該 gTLD の新規登録日、または前回のドメイン移管（レジストラ変更）完了から６０日が経過していない場合

・当該 gTLD の有効期限が９年以上残っている場合

・当該 gTLD について紛争が継続中の場合

⑥JP ドメインについて以下各号に該当する場合は、当該 JP ドメインを移管することができません。

・当該 JP ドメインの有効期限が満了している場合

・当該 JP ドメインについて紛争が継続中の場合

・移管元事業者が当該 JP ドメインの移管について承認しない場合

⑦乙は、ドメインの移管不能について何ら責任を負うものではなく、甲はドメインの移管不能についての問合せは移管元事業者に対して実施するものとします。

⑧甲と移管元事業者との間の必要な手続が実施されていないことに基づきドメイン移管が移管元事業者から不承認となった場合、甲は移管元事業者とで必要な手続を行うと共に、手続が完了した場合は速やかに乙へ連絡するものとします。

（４）DNS サーバー設定サービス

乙は、乙が管理する甲のドメインに関して、乙が管理している DNS サーバーの IP アドレスの変更や、レコード情報の追加・変更等、DNS に関わる各種設定変更を行います。

（５）ドメイン登録者変更サービス

乙は、ドメインに関する各種登録情報（所有者情報や登録者情報など）に変更が生じ、当該登録情報の変更が必要となった場合、当該登録情報の変更手続の代行をします。

※ドメイン登録者変更サービスは、新所有者と旧所有者間で行われたドメインの所有権の移転を前提とします。なお、新所有者と旧所有者間のドメインの所有権移転に関する紛争については、甲が自己の責任と費用負担において解決するものとし、乙は何ら関与するものではありません。

※ドメイン登録機関の要請により、甲は、別途甲に関する資料を書面で提出しなければならないことがあります。

別紙３
「フレッツ・光プレミアム」回線使用時の注意事項

１．利用できないサービス
乙が NETBegin BB パック Select（以下「本サービス」という。）を甲に提供するにあたり、甲の希望により西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」という。）が提供する「フレッツ・光プレミアム」回線を使用した場合、エントリーモデルを除き加入者網終端装置(以下「CTU」という。)の PPPoE 機能(PPPoE パススルー機能)を利用することから、NTT 西日本が提供する以下のサービス等が利用できません。
なお、エントリーモデルの場合においても、当該動作を保証するものではありません。

利用することができないサービス等	１．CTU 設定サイト ２．速度測定サイト ３．フレッツ・スクウェア ４．ｖ６ステージ ５．テレビ電話機能 ６．フレッツ・ｖ６マイディスク ７．スタートアップツール ８．セキュリティ対策ツール

２．CTU の保守について
CTU の保守は、本サービスの提供範囲外となりますので、乙は、CTU 設定作業および CTU のハードウェア保守を提供するものではありません。ただし、乙は、本サービスの導入に必要な PPPoE 機能（PPPoE パススルー機能）の設定についてのみ提供するものとします。

３．その他
本別紙第１項は、2006 年 8 月現在の NTT 西日本の発表に基づくものであり、今後、制限事項が変更・追加される場合があることを甲は承諾するものとします。

別紙４
「ひかり電話」サービス利用時の注意事項

１．甲が、NETBegin BB パック Select（以下「本サービス」という。）を利用すると同時に、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社が提供する「ひかり電話」サービス（全てのタイプを含む）を利用した場合、乙は、「ひかり電話」サービスの機能品質(通話品質など)および、「ひかり電話」サービスの影響により本サービスに何らかの機能障害が発生したとしても、何らの責任も負わないものとします。

２．「ひかり電話」サービスに関わる装置の設置・保守・設定作業については本サービスの提供範囲外となります。

３．「フレッツ・光プレミアム」回線利用時の制限事項について

（１）乙が本サービスを提供するにあたり、甲の希望により NTT 西日本が提供する「フレッツ・光プレミアム」回線を使用する場合、甲は、「ひかり電話」サービスの利用について、次号の制限事項を承諾するものとします。
（２）CTU の PPPoE 機能(PPPoE パススルー機能)を利用することから、「ひかり電話」対応 VoIP アダプタおよび「ひかり電話オフィスタイプ」対応 VoIP アダプタの自動バージョンアップ機能を利用することができません。なお、甲は、手動でのバージョンアップ方法につき自ら NTT 西日本に確認するものとし、乙は当該バージョンアップにつき何らの責任も負わないものとします。

４．その他
本別紙第 3 項は、2006 年 8 月現在の NTT 西日本の発表に基づくものであり、今後、制限事項が変更・追加される場合があることを甲は承諾するものとします。

以上

別紙５

１．ワイヤレスインターネット関連サービス

（１）ワイヤレスインターネット関連サービスは甲の選択に応じて以下のメニューのいずれかを提供します。また、次に記載する各メニューには、下記条項に加え、別紙６に定める「移動無線機器レンタル条項」および別紙７に定める「データ通信サービス共通条項」も適用されるものとします。

メニュー	サービス内容
ワイヤレスネット３Ｇ(メイン)－Ｄ	別紙１第 2 項に記載するモデルに対応した、移動無線機器を利用したインターネット接続環境を提供
ワイヤレスネット３Ｇ(バックアップ)－Ｄ	別紙１第 3 項に記載するモデルに対応した、移動無線機器をバックアップ回線として利用したインターネット接続環境を提供

（２）解約金

サービス開始日から２４ヶ月を経過する前に解約する場合の解約金は、金９，５００円とします。

（３）各メニューで提供されるサービスは、下表の通りとなります。

メニュー名	提供サービス
ワイヤレスネット３Ｇ（メイン）－Ｄ	移動無線機器のレンタル ※１
	インターネット接続サービス※１
	移動無線機器の設置・設定サービス ※１
	移動無線機器のハードウェア保守サービス ※１
ワイヤレスネット３Ｇ（バックアップ）－Ｄ	移動無線機器のレンタル ※１
	インターネット接続サービス※１
	移動無線機器の設置・設定サービス ※１
	移動無線機器のハードウェア保守サービス ※１

※１．上表のうち、移動無線機器のレンタル、インターネット接続サービス、移動無線機器の設置・設定サービス、移動無線機器のハードウェア保守サービスは、パッケージサービスとなり、ワイヤレスネット(メイン)－Ｄ、ワイヤレスネット３Ｇ(バックアップ)－Ｄの基本的なサービスとなります。

（４）移動無線機器の種類

２つのメニューにより構成されており、以下利用端末となります

メニュー名	利用端末種別
ワイヤレスネット３Ｇ（メイン）－Ｄ	IIJ ﾓﾊﾞｲﾙ 120FU（SIM カード含む）
ワイヤレスネット３Ｇ（バックアップ）－Ｄ	IIJ ﾓﾊﾞｲﾙ 120FU（SIM カード含む）

※ なお、製造メーカーの販売終了またはモデルチェンジ等により、同等機能を有する他の機種に変更となる場合があります。

※ NETBegin BB パック所定のルーターとの組合せでのみ利用できます。

（５）移動無線機器のレンタル

乙は、ワイヤレスインターネット関連サービスの提供に必要な移動無線機器を甲にレンタルするものとします。

（６）インターネット接続サービス

①乙は、ワイヤレスインターネット関連サービスの提供に必要な接続アカウントを甲に提供するものとします。尚、メニュー毎に月間データ転送量の上限値を定めており、甲はデータ通信量の上限値以内で利用するものとします。

メニュー名	データ通信量の上限（１回線／月）
ワイヤレスネット３Ｇ（メイン）－Ｄ	2Gbyte
ワイヤレスネット３Ｇ（バックアップ）－Ｄ	250Mbyte

②甲が２ヶ月連続で月間データ通信量の上限値を超過した場合、乙は甲に対し通知します。そして、通知後も継続して月間データ通信量の上限値を超過する場合、乙は、当該回線についてサービスの利用を停止し、当該サービスにかかる契約は当然に終了するものとします。なお、当該契約の終了がサービス開始日から24か月を経過する前である場合、甲は乙に対して別紙５．１（２）の解約金相当額を支払うものとします。

（７）移動無線機器の設置・設定サービス

乙は、移動無線機器の設置・設定サービスとして、NETBegin BB パックのルーターに移動無線機器を接続し、インターネット接続の設定を実施するものとします。なお、移動無線機器の設置は、据え置きとします。

（８）移動無線機器のハードウェア保守サービス

①乙は、移動無線機器のハードウェア保守サービスとして、移動無線機器の障害時に、オンサイトにより障害の切り分け、移動無線機器の再設定及び移動無線機器の交換を実施します。なお、乙は、移動無線機器の交換を実施するに際して、交換前の機器と同じ機器での交換を保証するものではありません。

②甲は、移動無線機器に障害が発生した場合、乙指定のコール受付電話番号に連絡するものとします。

③移動無線機器の交換が必要な場合、移動無線機器の交換が完了するまでインターネット接続ができなくなることを甲は承諾するものとします。なお、移動無線機器の交換完了までに必要な日数は別途甲に通知されるものとしますが、乙は当該日数を保証するものではありません。

別紙６
「移動無線機器　レンタル条項」

次のレンタル条項（以下「レンタル条項」といいます。）は、データ通信サービスに適用されるものとします。

1. 甲がデータ通信サービスを申込むにあたり、乙は、移動無線機器、ＳＩＭカード及び移動無線機器に同梱の付属品（以下このレンタル条項において総称して「レンタル物件」といいます。
2. 前項の場合、メニュー毎のレンタル物件の所有者は以下の通りであり、乙の業務の一部を所有者、電気通信事業者又はその他のリコーグループ関連会社、電気通信事業者の関連会社が実施する場合があることを、甲は承諾するものとします。

メニュー名	所有者
ワイヤレスネット３Ｇ（メイン）－Ｄ ワイヤレスネット３Ｇ（バックアップ）－Ｄ	ＩＩＪ

3. 第 1 項のレンタル期間の開始日及び終了日は、データ通信サービス開始日及び終了日とし、甲からの解約の届出が無い場合、当該期間は毎月自動更新されるものとします。
4. 甲は、レンタル期間終了後、速やかにレンタル物件を乙の指定する送付先に返還するものとします。
5. 甲は、乙の書面による事前の承諾があった場合を除き、次の行為をすることはできないものとします。

（１）レンタル物件を第三者に転貸したり、この契約に基づく甲の権利、地位を第三者に譲渡すること。

（２）レンタル物件について造作、加工等その他一切の原状変更したり、構成するプログラムの全部または一部を第三者に譲渡し、もしくはその再使用権を設定し、または複製し、第三者に使用させること。

6. 乙は、レンタル物件の所有者の表示、レンタル物件が乙からのレンタルに係るものであることの表示、またはレンタル物件の調整状況の表示等を目的とする標識（以下、標識といいます。）をレンタル物件に付加することができるものとし、甲は、乙の書面による承諾なく標識を汚損しまたはレンタル物件から取り外してはならないものとします。
7. 甲が第 3 項の期間にかかわらずレンタル物件のレンタルを解約する場合、データ通信サービスも解約され、データ通信サービスは当然に終了するものとします。

別紙７
「データ通信サービス　共通条項」

次の各条（以下「共通条項」といいます。）は、データ通信サービスに適用されるものとします。

１．サービスの提供区域
　データ通信サービスの提供地域は、日本国内に限定します。

２．禁止事項
　甲は、次の各号のいずれかに該当する事項を行ってはならないものとします。
　① 違法、不当、公序良俗に反する態様においてデータ通信サービスを利用すること。
　② 乙又は乙のサービスの信用を毀損するおそれがある態様でデータ通信サービスを利用すること。
　③ 乙のサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し支障を与える態様においてデータ通信サービスを利用すること。

３．義務違反
　甲が前条の（禁止事項）に違反した場合にあっては、乙は、甲に対してこれにより乙が被った損害の賠償請求をすることができるものとします。また、甲がデータ通信サービスの利用に関して第三者に与えた損害につき乙が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、乙は、甲に対し、当該賠償について求償することができるものとします。

４．免責
　乙は、甲がデータ通信サービスの利用に関して被った損害(その原因の如何を問いません。)について賠償、返金、料金の減免等の責任を負わないものとします。

５．利用の制限
　①乙は、電気通信事業法第８条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、データ通信サービスの利用を制限する措置をとることがあります。
　②乙は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

６．利用の中止
　①乙は、次に掲げる事由があるときは、データ通信サービスの提供を中止することがあります。
　(1) 乙の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
　(2) 乙が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
　②乙は、データ通信サービスの提供を中止するときは、甲に対し、前項(1)により中止する場合にあっては、その 14 日前までに、同項(2)により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

７．利用の停止等
　①乙は、甲が次の各号に該当するときは、データ通信サービスの提供を停止又は利用を制限することがあります。
　(1) データ通信サービス契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき
　(2) 第２条（禁止事項）の規定に違反したとき
　②乙は、前項の規定による措置を講ずるときは、甲に対し、あらかじめその理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

８．サービスの廃止
　①乙は、乙の判断により、データ通信サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
　②乙は、前項の規定によりデータ通信サービスの全部又は一部を廃止するときは、甲に対し、廃止する日の３ヶ月前までに、その旨を通知します。

９．解除
　①乙は、次に掲げる事由があるときは、データ通信サービス契約を解除することがあります。
　(1)第７条（利用の停止等）①の規定によりデータ通信サービスの利用が停止又は制限された場合において、甲が当該停止又は制限の日から２ヶ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第１項第１号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。
　(2) 第７条（利用の停止等）①の事由がある場合において、当該事由が乙の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
　②乙は、前項の規定によりデータ通信サービス契約を解除するときは、甲に対し、あらかじめその旨を通知します。
　③第５条（利用の制限）又は第６条（利用の中止）①の事由が生じたことによりデータ通信サービスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係るデータ通信サービス契約の目的を達することができないと認めるときは、甲は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で乙に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が乙に到達した日にその効力を生じたものとします。
　④第８条（サービスの廃止）①の規定により、データ通信サービスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日に当該廃止されたデータ通信サービスに係るデータ通信サービス契約が解除されたものとします。

10. 通信の秘密

①乙は、通信の秘密に係る甲の情報について、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 4 条を遵守した取り扱いを行うものとします。

②前項にかかわらず、乙は、甲の同意がある場合、業務委託を行う際に必要がある等正当な業務行為である場合並びに法令の定め（乙の事業を管轄する監督官庁が示す指針又はガイドラインを含む。）に基づいて許容される場合に限り、前項に定める通信の秘密を知得、利用（通信の安全性確保の観点から、通信記録を統計処理すること、及び、その処理結果によって得られた知見について個別通信の特定を不可能とした上で公開することを含む。）、又は第三者に開示する場合があり、甲はあらかじめこれらについて同意するものとします。

③前項の規定は、営業秘密の取扱いについて準用するものとします。

④甲は、データ通信サービスの利用に関し知り得た乙の技術情報、サービスの内容、その他乙が秘密である旨指定して甲に開示する場合の当該情報について、乙があらかじめ承諾した場合を除き、第三者に開示してはならないものとします。

11. 電磁的方法による意思表示

乙及び甲間の書面の交付、通知、提出等は、乙が定める範囲内において、電磁的方法により行うことができるものとします。

12. ID 及びパスワード

①甲は、乙が甲に対し付与する ID 及びパスワードの管理責任を負うものとします。

②甲は、ID 又はパスワードを第三者に利用させてはいけません。

③甲は、ID 又はパスワードが窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに乙にその旨を連絡するとともに、乙からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

13. IP アドレスの特定

①データ通信サービスにおいて使用できる IP アドレスは、IPv4 アドレスとします。

②データ通信サービスにおいて使用する IP アドレスは、乙が指定します。

③甲は、前項の IP アドレス以外の IP アドレスを使用してデータ通信サービスを利用することはできません。

14. 利用条件

①データ通信サービスを利用するには、発信者番号通知を行っていただく必要があります。

②甲は、データ通信サービスにおいて乙から提供を受けた役務、移動無線機器、ＳＩＭカードその他一切について第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。）してはならないものとします。

③データ通信サービスの移動無線通信網に接続する端末設備は、乙が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。甲は、乙が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

15. 機器の選定

データ通信サービスにおける乙の貸与する移動無線機器、ＳＩＭカードおよび移動無線機器に同梱の付属品（以下「移動無線機器等」といいます。）等は、甲による申込み数及びメニューに応じて、乙が選択して貸与するものとします。

16. 機器の管理

①甲は、乙が貸与する移動無線機器等につき、次の事項を遵守するものとします。

(1) 乙の承諾がある場合を除き、移動無線機器等の分解、損壊、ソフトウェアのリバースエンジニアリングその他移動無線機器等としての通常の用途以外の使用をしないこと

(2) 乙の承諾がある場合を除き、移動無線機器等について、貸与、譲渡その他の処分をしないこと

(3) 日本国外で移動無線機器等を使用しないこと

(4) 移動無線機器等を善良な管理者の注意をもって管理すること

②本サービスの契約が事由の如何を問わず終了した場合、その他移動無線機器等を利用しなくなった場合には、甲は、移動無線機器等を契約終了日から４週間以内に乙の指定する送付先に返還するものとします。尚、返還時の配送料は甲が負担するものとする。

17. 故障が生じた場合の措置等

①甲は、移動無線機器等に故障が生じたときは、可及的速やかに乙が定める方法によりその旨を乙に通知すると供に当該移動無線機器等を乙が代替機を発送した日から４週間以内に乙の指定する送付先に返還するものとします。

②前項の返還があったときは、乙は、代替機の送付を行います。

③移動無線機器等の故障が甲の責によるものである場合には、甲は、乙に対し、第 22 条の一時費用に定める金額を支払うものとします。

18. 亡失品に関する措置

①甲は、移動無線機器等を亡失した場合は可及的速やかに乙が定める方法により乙に通知するものとし、乙は、当該通知があったときは代替機の送付を行います。

②乙は、亡失負担金として乙が発行する請求書により甲に請求するものとし、甲は、乙に対し亡失負担金を支払うものとします。

③亡失品は、甲の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により乙に対して返還又は送付された場合であっても乙に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。

19. 未返却に関する措置

乙は、亡失品（第 16 条（機器の管理）第 2 項及び前条(故障が生じた場合の措置等)第 1 項に定める返還がなかった場合の費用について、事由の如何を問わず、未返却損害金として乙が発行する請求書により甲に請求するものとし、甲は、乙に対し未返却損害金を支払うものとします。

20. 契約者確認

乙は、契約者確認（携帯音声通信事業者による甲等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）に基づく本人確認、その他乙が必要と認める事項の確認をいいます。以下この個別規程において同じとします。）を乙が定める方法により行うものとします。申込者若しくは甲が本人確認に応じない場合又は本人確認について甲において虚偽の申述等があった場合、乙はデータ通信サービスの利用の申込を拒絶するか、又は、即時にサービスの利用の停止若しくはサービスに係る本契約の解除を行うことができるものとします。

21. サービスの品質保証又は保証の限定

①データ通信サービスは、電気通信事業者の移動無線通信に係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他電気通信事業者の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があり、乙は、当該場合において甲又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。

②前項に定める事項のほか、データ通信サービスは、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

22. 機能の制限

①甲は、乙が指定する移動無線機器等以外の通信手段を用いたデータ通信サービスの利用、及びデータ通信サービスにおいて乙が指定するダイヤルアップ接続の接続先以外への接続による通信を行ってはならないものとします。

②甲は、データ通信サービスにおいて、移動無線機器等を、音声通話及び 64k データ通信（テレビ電話を含みます。）の用途に供してはならないものとします。

⑤データ通信サービスにおいては、データ通信サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、甲の一定期間内の通信量が乙の定める基準を超過した場合において、乙が定める一定期間の間、甲に事前に通知することなく通信速度を制限する場合があります。

23. 一時費用

①第 17 条（故障が生じた場合の措置等）第 3 項に基づく金額について、移動無線機器等の故障が自然故障に該当する場合（水没を除くものとする）にあっては 0 円、自然故障に該当しない場合(水没を含むものとする)にあっては一移動無線機器等につき端末保守手数料として、次に定める金額。

メニュー名	端末保守手数料
ワイヤレスネット３Ｇ（メイン）－Ｄ ワイヤレスネット３Ｇ（バックアップ）－Ｄ	30,000 円

②第 18 条（亡失品に関する措置）第 2 項に基づく費用にあっては、一移動無線機器等につき移動無線機器等に係る亡失負担金として、次に定める金額。

メニュー名	亡失負担金
ワイヤレスネット３Ｇ（メイン）－Ｄ ワイヤレスネット３Ｇ（バックアップ）－Ｄ	30,000 円

（ｉ）SIM カードにあっては一 SIM カードにつき SIM カード再発行手数料として、ワイヤレスネット３Ｇ（メイン）－Ｄ、ワイヤレスネット３Ｇ（バックアップ）－Ｄは 2,500 円。

②第 19 条（未返却に関する措置）に基づく費用にあっては、一移動無線機器等につき移動無線機器等に係る未返却損害金として、次に定める金額。

メニュー名	未返却損害金
ワイヤレスネット３Ｇ（メイン）－Ｄ ワイヤレスネット３Ｇ（バックアップ）－Ｄ	30,000 円

以上